

建築基準法の申請手数料（許認可関係）

条例別表の項	手数料の名称	金額（円）	
		旧	新
383	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料【第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号】	120,000	123,900
383の2	建築物等確認申請等台帳記載事項証明書交付手数料	400	450
383の3	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料【第43条第2項第1号】	27,000	28,400
384	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料【第43条第2項第2号】	33,000	34,300
385	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料【第44条第1項第2号】	33,000	34,300
386	道路内における建築認定申請手数料【第44条第1項第3号】	27,000	28,400
387	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料【第44条第1項第4号】	160,000	164,600
388	壁面線外における建築許可申請手数料【第47条】	160,000	164,600
389	用途地域における建築等許可申請手数料【第48条第1項～第14項】	180,000	185,100
389の2	用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料【第48条第16項第1号】	120,000	123,900
389の3	用途地域における日常生活に必要で住居の環境の悪化防止措置がある建築物の建築の特例許可申請手数料【第48条第16項第2号】	140,000	144,300
390	特殊建築物等敷地許可申請手数料【第51条】	160,000	164,600
390の2	建築物の延べ面積の特例認定申請手数料【第52条第6項第3号】	27,000	28,400
391	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料【第52条第10項、第11項又は第14項】	160,000	164,600
391の2	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合における建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料【第53条第4項】	33,000	34,300
391の3	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料【第53条第5項】	33,000	34,300
392	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第53条第6項第3号】	33,000	34,300
393	建築物の敷地面積の許可申請手数料【第53条の2第1項第3号又は第4号】	160,000	164,600
394	建築物の高さの特例認定申請手数料【第55条第2項】	27,000	28,400
395	建築物の高さの許可申請手数料【第55条第3項】もしくは第4項第1号又は第2号	160,000	164,600
396	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料【第56条の2第1項】	160,000	164,600
397	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第57条第1項】	27,000	28,400
397の2	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【第57条の4第1項】	160,000	164,600
397の3	高度地区における高さの特例許可申請手数料【第58条第2項】	160,000	164,600
398	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第59条第1項第3号】	160,000	164,600
399	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料【第59条第4項】	160,000	164,600
400	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料【第59条の2第1項】	160,000	164,600
400の2	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第60条の2第1項第3号】	160,000	164,600
400の3	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第60条の2の2第1項第2号】	160,000	164,600
400の4	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【第60条の2の2第3項】	160,000	164,600
400の5	特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料【第60条の3第1項第3号】	160,000	164,600

400 の6	特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【法第60条の3第2項】	160,000	164,600
400 の7	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料【法第67条第3項第2号】	160,000	164,600
400 の8	特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料【法第67条第5項第2号】	160,000	164,600
400 の9	特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造の特例許可申請手数料【法第67条第9項第2号】	160,000	164,600
400 の10	景観地区における建築物の高さの特例許可申請手数料【法第68条第1項】	160,000	164,600
400 の11	景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料【法第68条第2項第2号】	160,000	164,600
400 の12	景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料【法第68条第3項第2号】	160,000	164,600
400 の13	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【法第68条第5項】	27,000	28,400
401	地区計画の再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は用途地域等における建築物の建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の3第1項、第2項、第3項又は第7項】	27,000	28,400
402	地区計画の再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第68条の3第4項】	160,000	164,600
403	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の4第1項】	27,000	28,400
404	特定建築物地区整備計画において、建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料【第68条の5の2】	27,000	28,400
404 の2	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第68条の5の3第2項】	160,000	164,600
405	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第68条の5の5第1項又は第2項】	27,000	28,400
406	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料【第68条の5の6】	27,000	28,400
407	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料【第68条の7第5項】	160,000	164,600
408	仮設建築物建築許可申請手数料【第85条第6項】	120,000	123,900
408 の2	特別興行場等に係る仮設建築物建築許可申請手数料【第85条第7項】	160,000	164,600
409	一団地を一の敷地とみなすことによる一団地の建築物の特例認定申請手数料【第86条第1項】	①建築物の数が1又は2である場合 78,000 ②建築物の数が3以上である場合 78,000+（建築物の数-2）×28,000	①建築物の数が1又は2である場合 80,200 ②建築物の数が3以上である場合 80,200+（建築物の数-2）×29,500
410	既存建築物を前提とした一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなすことによる建築物の特例認定申請手数料【第86条第2項】	①建築物の数が1である場合 78,000 ②建築物の数が2以上である場合 78,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 80,200 ②建築物の数が2以上である場合 80,200+（建築物の数-1）×29,500
410 の2	敷地内に広い空地を有する一団地を一の敷地とみなすこと等による建築物の特例許可申請手数料【第86条第3項】	①建築物の数が1又は2である場合 220,000 ②建築物の数が3以上である場合 220,000+（建築物の数-2）×28,000	①建築物の数が1又は2である場合 226,800 ②建築物の数が3以上である場合 226,800+（建築物の数-2）×29,500

410 の3	既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなすこと等による建築物の特例許可申請手数料【第86条第4項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+（建築物の数-1）×29,500
411	同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料【第86条の2第1項】	①建築物の数が1である場合 78,000 ②建築物の数が2以上である場合 78,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 80,200 ②建築物の数が2以上である場合 80,200+（建築物の数-1）×29,500
411 の2	同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第86条の2第2項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+（建築物の数-1）×29,500
411 の3	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料【第86条の2第3項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+（建築物の数-1）×29,500
412	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料【第86条の5第1項】	6,400+（建築物の数×12,000）	6,700+（建築物の数×12,500）
413	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第86条の6第2項】	27,000	28,400
413 の2	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料【法第86条の8第1項】	27,000	28,400
413 の3	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料【法第86条の8第3項】	27,000	28,400
413 の4	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料【法第87条の2第1項】	27,000	28,400
413 の5	用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料【法第87条の2第2項】	27,000	28,400
413 の6	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第6項】	120,000	123,900
413 の7	特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第7項】	160,000	164,600

マンション再生円滑化法の申請手数料（許可関係）

424 の7	要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000	164,600
-----------	--	---------	---------

津波防災地域づくり法の申請手数料（許認可関係）

424 の8	津波からの避難に資する建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000	28,400
424 の9	津波災害特別警戒区域内の特定建築行為の許可申請手数料	120,000	123,900

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の申請手数料（許可関係）

428 の4	長期優良住宅の認定を受けた建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000	164,600
-----------	--------------------------------	---------	---------